

## 「学校いじめ防止基本方針」

### 1 総則

#### (1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進するため、方針を定める。

平成29年3月に改訂された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の更なる充実をめざし、本方針を策定するものとする。

#### (2) 基本理念

いじめはすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、すべての児童が安心して学習し、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。

いじめの防止等のための対策は、いじめが児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨とする。また、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### 2 いじめ対策委員会

#### (1) いじめ対策委員会の設置

##### ① 組織名と開催日時

『向島南小学校いじめ対策委員会』と称し、毎月第4火曜日に開催する。

##### ② 構成員

校長・教頭・副教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールカウンセラー・必要に応じて該当担任

##### ③ 委員会として取り組む内容

- ・未然防止の取組の推進や基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信（学校だより等による）と情報収集。
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口。
- ・発見されたいじめ事案への対応。
- ・個別面談や相談窓口の開設。（学校・学級だより等による周知）
- ・各学年の児童の情報交換と課題の共有。
- ・重大事態に対する判断と対応。
- ・関係機関、専門機関との連携対応。（学校・学級だより等による周知）
- ・いじめ防止に関する資料の収集と提供。

## (2) 教職員の資質向上（校内研修）

- ・すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。
- ・「子どもの命を守る」ことを第1と考え、いじめは絶対に許されない人権侵害であるということを、子どもの発達段階に応じて指導する。
- ・常に子どもに対して、「心と目」を配り、先生に「見守られている」「見られている」ことを、子どもが意識できるようにする。
- ・いじめの早期発見・解決のため、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を行う。
- ・教職員の意思の疎通を図り、互いに「報告・連絡・相談」を心掛け、児童理解力を高める。
- ・学校と家庭・地域が情報を共有し、協力して取り組む。
- ・『向島人権かわら版』を人権教育部から発行し、教職員の人権感覚を磨き、常に自分たちの、子どもに対する姿勢を見直す
- ・自己有用感を高め、自己肯定感等の自尊感情をはぐくむ教育活動を推進する。

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ①学校環境の整備・授業改善の充実

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。その際、P D C Aサイクルでの見直しも行う。

#### ②道徳教育、人権教育の充実

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・人権参観で、全校の取組として、人権の大切を意識させ、差別やいじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、児童の実践力をつけるとともに保護者に理解や協力を求める。また、道徳や人権学習の参観授業による保護者への啓発活動を進める。
- ・朝会や朝の会を利用して人権尊重の大切さを話し、子どもたちの行動を振り返らせる。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・非行防止教室・携帯教室等を実施し、人を傷つけることの重大性を感じ取らせる。

#### ③児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・総合的な学習の時間や生活科等を活用し自他の生命を尊重する活動を行う。

#### ④児童同士の絆づくり

- ・児童会活動や学級活動で、所属感を深め集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。（たてわり活動・集会、大なわ大会、クラス遊び等）
- ・いじめ防止、人権尊重の標語・スローガン、ポスターを作成し掲示する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・クラスマネジメントシートやアンケートを活用し、児童の様子を絶えず把握するようにする。

#### ⑤その他

- ・懇談会や学校だより等で「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「向島南小学校いじめ対策基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

## (2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

### ①日常における児童に関する情報共有

- ・教職員による観察及び児童からの訴え等の情報の共有化を対策委員会で行う。

### ②児童に対する定期的な調査

(いじめアンケート、クラスマネージメントシートによる実態把握)

- ・いじめアンケートによる実態把握と同時に、アンケートについての個人面談を全児童に行う。
- ・クラスマネージメントシートによる実態把握を、スクールカウンセラーと共に分析し、個々の児童の状況を把握する。

### ③上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

- ・観察、いじめアンケート、個人面談、クラスマネージメントシートによる実態把握で、気になる児童に対しては児童及び保護者との話し込みを行う。
- ・「いじめ対策委員会」で情報を共有し、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進として「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に進めていく。

## (3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

### ①基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

### ②いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応（別紙参照）

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録を行う。
- ・「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応をする。
- ・加害児童への責任ある指導を行う。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。

### ③インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・「ネット上のいじめ」を許さない学校づくりを家庭や地域と共に進めていく。
- ・ネット社会の中で将来必要な力を身に付けるための「情報モラル教室」「ケータイ教室」を実施する。高学年では、「インターネットへの投稿の危険性」「SNSのトラブル」について学習し、中学年では、「ケータイ・スマートフォンの危険性・依存性・マナー・ルール」について学習する。

### ④「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・全ての教職員が、全ての子どもを見守る意識を高め、児童一人一人を認め、受け止め、励ますなど積極的に関わり、児童の規範意識の育成・向上を目指す。
- ・行動選択の基本は教師が指導するが、児童が自分で責任を取れる範囲で考え、決めて、実行する場を発達段階に応じて与えるなど自己決定の場を作る。
- ・授業時間を中心に児童自身が価値のある存在だという実感を与えられるようにし、自己存

在感を感じられるようになることが重要。

- ・日常の観察、保護者・地域との情報共有を欠かさず、児童理解を深め、児童と共感的な関係づくりに努める。また、共感的な関係づくりには、児童との「共に努力する姿勢」を基盤としながら、児童を理解する方法を身に付け、個とつながっていくことを大切にする。
- ・授業、遊び、行事などあらゆる学校生活の中で、一人ひとりが大切にされる集団作り（班・学級・縦割り・町別など）をしていく。
- ・いじめが発生した場合、学校指導体制の確立と教職員の共通理解を図り、いじめに係わる児童だけでなく、保護者への対応もきめ細かく行うことで再発防止に向けていく。

#### (4) 教職員の資質能力向上の取組

##### ①内容

- ・学級経営案の交流（いじめ防止に向けての学級での取組について）
- ・児童理解・学級経営に関する研修（実践的なシュミレーション、事例研修）
- ・夏季生徒指導研修会への参加
- ・児童理解の会

##### ②実施時期

- ・5月、7月（夏季研修）
- ・毎月（児童理解の会）

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・向島南小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「向島南小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める取り組みを行う。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく

### 5 重大事態への対処

#### (1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、京都市教育委員会に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。

重大事態として取り扱う案件は、

- ① 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

○ 本校が調査の主体となる場合

本校の下に組織を設ける。

事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。

調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進 等を速やかに行う。

○ 京都市教育委員が調査の主体になった場合

京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

## 6 年間計画

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施	保護者への啓発等
4	・職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	【共通】入学式・学級開き	前年度の回クラスマネジメントシート、いじめアンケートでの引継	入学式後の保護者説明 授業参観・懇談会 家庭訪問週間
5	・いじめ対策委員会（早期発見・積極的認知について） ・学級経営方針の交流会（未然防止の取組について） ・生徒指導研修会（いじめ等、気になる児童の確認）	【共通】人権の日・朝会（憲法月間）・情報モラル学習・たてわり活動 【1~3年・育成】遠足 【6年】6年修学旅行（仲間づくり・他人をおもいやる行動）	第1回クラスマネジメントシート	PTA総会 学校だよりでの啓発 学校運営協議会で説明
6	・いじめ対策委員会（いじめアンケートの実施に向けて）	【共通】人権の日 【5年】5年花背山の家（仲間づくり・他人をおもいやる行動） 【4・6年】非行防止教室 【5・6年】インストラクターによる「情報モラル学習」「ケータイ教室」	第1回いじめに関するアンケートの実施（記名式）	休日参観 学校だよりでの啓発（いじめ対策委員会の役割・構成員等について）
7	・いじめ対策委員会（いじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果と分析の共通理解と1学期反省と2学期に向けての対応について） ・年間の取組の見直し	【共通】人権の日・向南ランド（たてわり活動） 【4年】4年みさきの家野外活動（仲間づくり・他人をおもいやる行動）	アンケートによる個人面談	個人懇談会 音楽の夕べ
8	・いじめ対策委員会（夏季休業中の児童への対応・夏季研修会実施に向けて） ・人権参観・懇談会に向けての取組の確認 ・生徒指導校内夏季研修会（1学期いじめ事案の経過・いじめ防止プログラムの見直し・PDCAサイクル）			
9	・いじめ対策委員会（2学期の対応について・学校評価に向けて）	【共通】人権の日 【1・2年】遠足（仲間づくり・他人をおもいやる行動）	学校評価	参観・懇談会
10	・いじめ対策委員会（共通理解）	【共通】人権の日 運動会（人間関係づくりを意識した活動）		
11	・いじめ対策委員会（いじめアンケート・個人面談の実施に向けて） ・人権参観・懇談会に向けての取組の確認と見直し	【共通】人権の日 学習発表会（一人ひとりの価値を認め合い、大切にし合う仲間づくり）	第2回いじめに関するアンケートの実施（記名式）・アンケートによる個人面談	学校運営協議会で説明と評価

1 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（・クラスマネジメントシートの実施、2学期の反省と3学期の対応に向けて）</li> <li>・いじめアンケート、クラスマネジメントシートの結果と分析の共通理解</li> <li>・年間の取組の見直し</li> </ul>	【共通】人権の日	第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会による啓発
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（2学期いじめ事案の経過と3学期の対応について）</li> </ul>	【共通】人権の日 人権集会・朝会	学校評価	人権学習の授業参観、懇談会 学校だよりによる啓発
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（共通理解）</li> </ul>	【共通】人権の日	次年度に向け、アンケートなどの結果を学年集約	新1年半日入学保護者説明 懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会（来年度の取組について）</li> <li>・いじめ防止プログラムの取組の見直しと確認・PDCAサイクル</li> </ul>	<p>【共通】人権の日・6年生を送る会・卒業式 【6年】卒業遠足</p>	<p>アンケート原本の保管（5年保存）</p>	<p>P T A総会 学校運営協議会で説明と評価</p>
<p>※ いじめの防止等のための取組を上記のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。</p> <p>※ 記名式アンケートを行った後に、気になる児童に対して個人面談にて聞き取りを行う。</p> <p>※ 学級や学年の状態によっては、随時無記名式アンケートも行う。</p>				